

みどり市地域公共交通活性化協議会設置要綱

みどり市公共交通会議設置要綱(平成 20 年みどり市告示第 162 号)の全部を改正する。
(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号。以下「再生法」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「運送法」という。)の規定に基づき地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、もって地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うため、みどり市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務について協議を行うものとする。

- (1) みどり市の公共交通施策の策定及びその推進に関すること。
- (2) 計画の作成及び変更に関すること。
- (3) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた運送法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の態様に関すること。
- (6) みどり市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) みどり市区長会その他のみどり市内に存する団体を代表する者
- (2) 再生法第 2 条第 2 号に規定する公共交通事業者等及び運送法第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送者を代表する者
- (3) 運送法第 9 条第 7 項第 3 号に規定する一般旅客自動車運送事業者が営業所ごとに配置する運送法第 2 条第 8 項に規定する事業用自動車を運転する者により構成される団体を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 国及び群馬県の関係行政機関の職員を代表する者
- (6) みどり市の公共交通施策に関する事務をつかさどる職員を代表する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、前項の特別の事項を調査審議するため、会長の要請に応じて協議会の会議(以下単に「会議」という。)に出席するものとする。

3 臨時委員は、第1項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員(臨時委員を含む。次項及び第8条第2項において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、会議を欠席する場合は、その代理の者(当該委員の属する団体又は機関と同一の団体又は機関に属する者をいう。)を出席させることができるものとし、代理の者の出席をもって当該委員が出席したものとみなす。

5 会議は、公開する。ただし、協議会は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(書面による会議)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、次のいずれかに該当する場合は、書面による会議を開くことができる。

(1) 協議会の議決を経なければならない事項で急施を要し、協議会を招集するいとまがないと認める場合

(2) 協議会の議決により、次に開催される会議において、書面による会議の開催の承認を受けている場合

(3) 災害その他やむを得ない理由により協議会を招集することができないと認める場合

2 書面による会議の議事は、委員の過半数が当該書面による会議の議事に参与し、その委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は、書面による会議を開催した場合は、次の会議において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査審議を行うため、又は運送法第9条第4項に規定する運賃等を定めるため分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第 11 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第 12 条 協議会に監事 2 人を置く。

2 監事は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、協議会の協議内容及び経理の状況を監査し、その監査の結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第 13 条 協議会の庶務は、政策企画部企画課において処理する。

(委任)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

1 地域公共交通計画（法定計画）の策定

1 背景・目的

人口減少の本格化に伴う地域公共交通サービスの需要縮小や運転手不足などにより、公的負担が増加し、地域公共交通の確保・維持は容易では無くなってきています。一方で、高齢化に伴う運転免許返納者の増加など、社会的な受け皿として人々の移動手段を確保することが重要な課題となっています。

このように、地域が自ら交通を再構築（リ・デザイン）していくことの重要性の高まりを受け、令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、活性化再生法という。※）」が施行されました。この活性化再生法では、「地域公共交通計画」の策定が全ての地方公共団体の努力義務とされています。

※活性化再生法
地域の主体的な取組等によって「地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公共交通の活性化及び再生」を推進するため、地域公共交通計画の作成やこれに基づき実施する事業等について定めた法律。
(国土交通省HPより)

2 計画の位置付け

◇ 法律に基づく計画

地域公共交通計画とは、活性化再生法に基づいた、地域にとって望ましい交通ネットワークの構築を目的とする地域交通のマスタープランとなるものです。

- メリット**
- ・ 施策実施にあたっての住民説明や議会答弁、予算要求などに際し、「法定の」計画に事業が位置付けられていることが根拠となり、交通事業者との協議、住民や議会への説明等の拠りどころとして用いることが可能
(国土交通省公式資料より)
 - ・ 計画内容と国の財政支援が連動化されることにより、交通施策に関わる様々な国庫補助メニューへの申請が可能となる。※令和7年度以降、公共交通計画の有無が国の補助金の交付要件となる見込み

◇ まちづくりの一環としての計画

みどり市では、これまで公共交通に関係する計画は策定されておらず、**持続可能でより効果的な地域公共交通の実現を目指すことを目的として、「みどり市地域公共交通計画」（以下、公共交通計画）を策定します。**

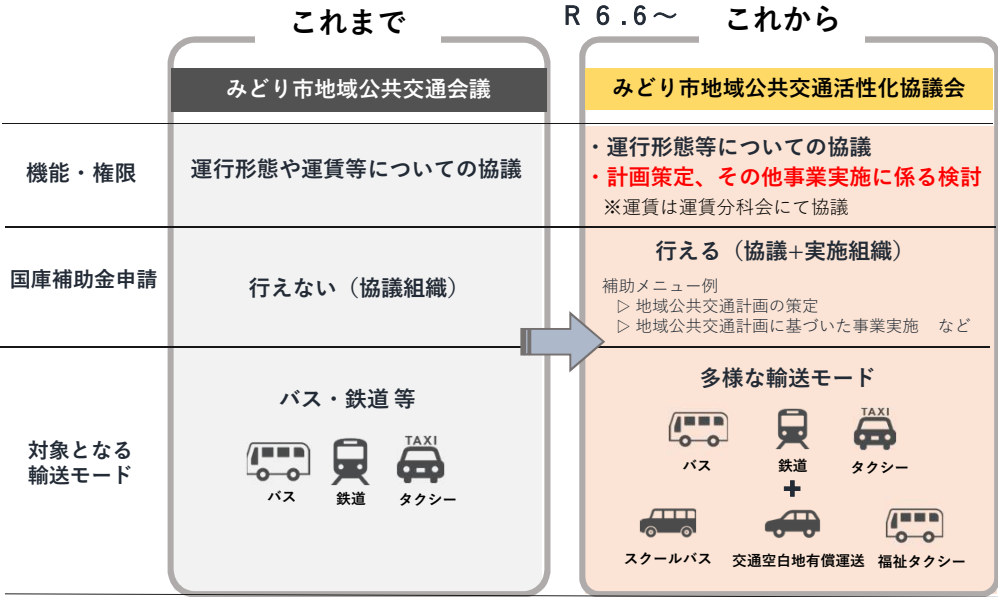
また、上位計画である「第2次みどり市総合計画」や、関連計画である「みどり市都市計画マスタープラン」などとの整合を図りながら、総合的なまちづくりの一環として公共交通に関わる事項を計画します。

2 法定協議会の設置

交通計画を策定するためには、輸送形態間の連携や横断的な観点で協議を行う必要があるため、地域住民、交通事業者、関係行政機関、そして学識経験者などの多様な立場の方たちとの協議が必要です。また、地方公共団体が交通計画策定にあたり補助金を活用する場合、法定協議会を設置して申請を行う必要があります。

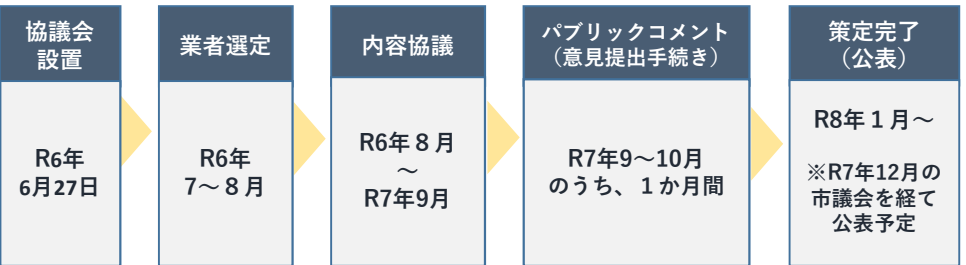
以上により、現在設置されている「みどり市地域公共交通会議」を再編して「みどり市地域公共交通活性化協議会」を新たに設置しました。

(地域公共交通会議と地域公共交通活性化協議会の違い)



3 全体スケジュール（予定）

○ 令和6年と令和7年の2年間で計画策定を行います。



項目	R6年度												R7年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
法定協議会設置			★																					
業務委託業者選定																								
計画準備・現状分析																								
実態調査（アンケートの実施）																								
計画取りまとめ																								
パブリックコメント実施																								
計画策定																								

◇ 改正前（～R5.9.30）

地域公共交通会議又は法定協議会※において協議し、届出

※道路運送法及び活性化再生法に基づく

旧

道路運送法 第9条第4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

道路運送法 第9条の2概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

◇ 改正後（R5.10.1～）

- ・ 運賃協議会において協議を整え、届出
- ・ 公聴会の開催等により市民等の意見を聞く

新

道路運送法 第9条第4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、以下4者間での協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

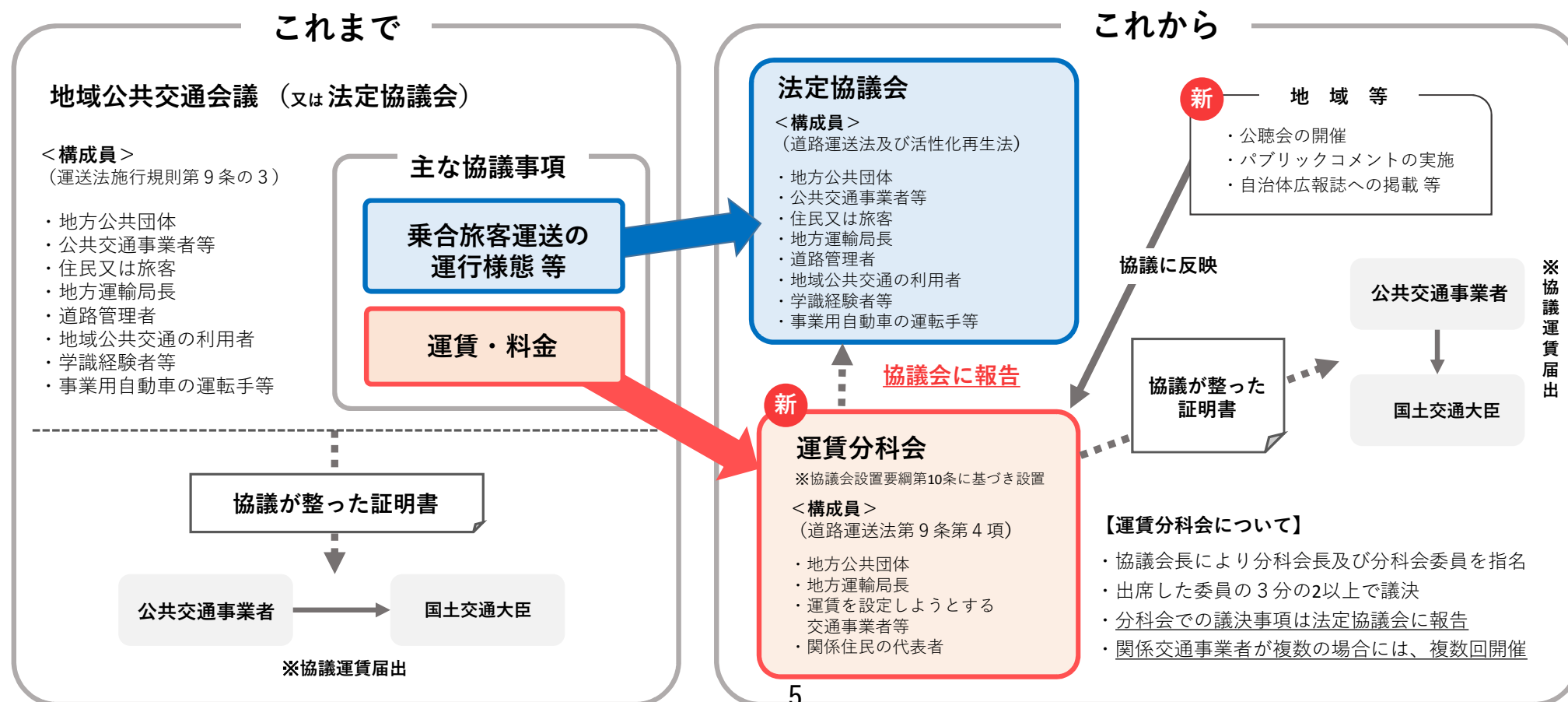
- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長

道路運送法 第9条第5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他の利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

背景

運賃の協議に関して、事業者間で運賃を共同で取り決める行為である、独占禁止法上の「カルテル」にあたるとの疑義が生じないようにするため。



みどり市地域公共交通活性化協議会運賃分科会設置規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、みどり市地域公共交通活性化協議会設置要綱(令和 6 年みどり市要綱第 85 号。以下「要綱」という。)第 10 条第 1 項の規定に基づき設置するみどり市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の道路運送法(昭和 26 年法律第 83 号)第 9 条第 4 項に規定する運賃等を定めるための分科会(以下「運賃分科会」という。)の組織、運営その他必要な事項に関し、同条第 2 項の規定に基づき定めるものとする。

(組織)

第 2 条 運賃分科会に属すべき委員(以下「分科会委員」という。)は、要綱第 3 条各号に掲げる委員のうちから要綱第 5 条に規定する会長(以下単に「会長」という。)が指名する。

2 運賃分科会の長(以下「分科会長」という。)は、分科会委員のうちから会長が指名する。

3 分科会長は、運賃分科会の会務を総理し、運賃分科会を代表する。

4 分科会長に事故があるときは、運賃分科会に属する分科会委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 運賃分科会の会議(以下「会議」という。)は、分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。

2 運賃分科会は、分科会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 分科会委員は、会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができるものとし、その代理の者の出席をもって当該委員が出席したものとみなす。

4 会議の議事は、出席した分科会委員(前項の代理の者を含む。)の 3 分の 2 以上の多数で決する。

5 分科会長は、必要があると認めるときは、会議に分科会委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 第 1 項の規定にかかわらず、分科会長は、災害その他やむを得ない理由により会議を招集することができないと認める場合には、書面による会議を開くことができる。

(会議の公開)

第 4 条 会議は、公開する。ただし、運賃分科会は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(協議結果の報告)

第 5 条 分科会長は、運賃分科会の協議経過及びその結果について、協議会に報告するものとし、協議会は、報告を受けた事項について協議するものとする。

(協議結果の取扱い)

第 6 条 分科会委員は、運賃分科会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第7条 運賃分科会の庶務は、政策企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、運賃分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年6月3日から施行する。

バス運行実績

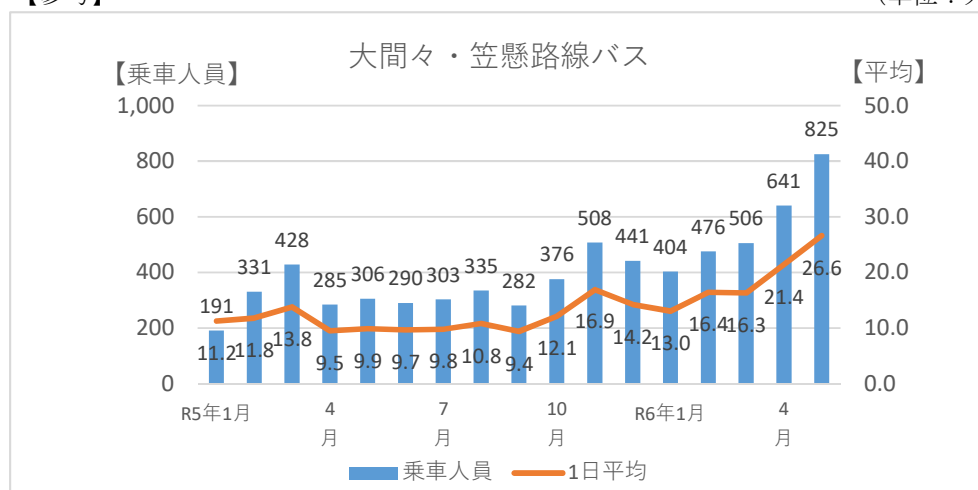
【大間々・笠懸路線バス】

(単位：人)

大間々・笠懸 路線バス	令和5年度		令和4年度		増減(対前年度比)	
	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均
4月	285	9.5	-	-	-	-
5月	306	9.9				
6月	290	9.7				
7月	303	9.8				
8月	335	10.8				
9月	282	9.4				
10月	376	12.1				
11月	508	16.9				
12月	441	14.2				
1月	404	13.0	191	11.2	213	1.8
2月	476	16.4	331	11.8	145	4.6
3月	506	16.3	428	13.8	78	2.5
合計	4,512	12.3	950	12.5	3,562	△ 0.2

【参考】

(単位：人)



・運行開始から令和5年9月までは利用者数が1日平均10人前後で推移と伸び悩んでいましたが、令和5年10月のダイヤ改正および大間々高等学校への積極的な周知等により順調に伸びています。

【参考】 令和6年4月：人員641人 平均約21.4人 令和6年5月：人員825人 平均26.6人

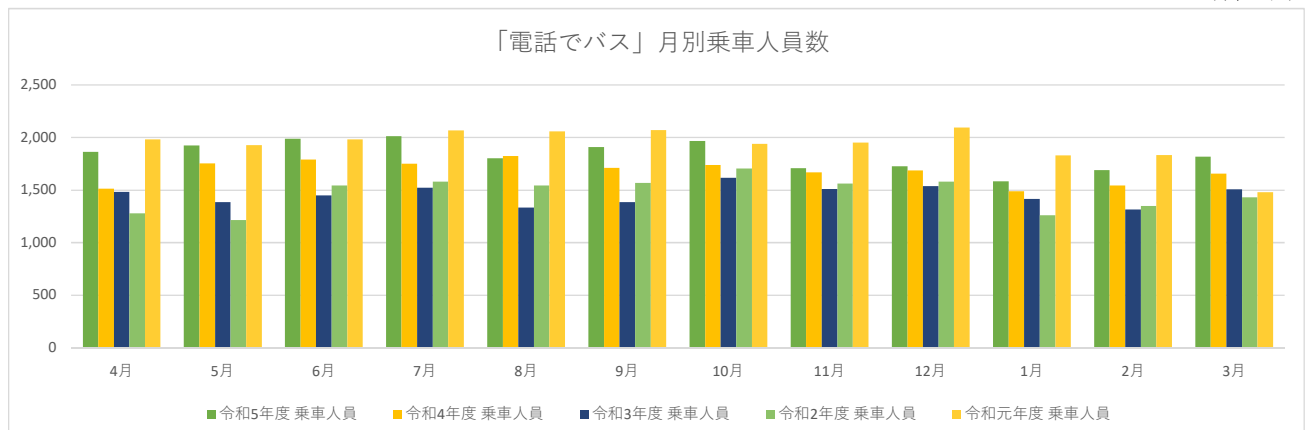
バス運行実績

【電話でバス】

(単位：人)

電話でバス	令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		増減(対前年度比)	
	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均
4月	1,865	62.2	1,514	50.5	1,484	49.5	1,280	42.7	1,984	66.1	351	11.7
5月	1,925	62.1	1,755	56.6	1,387	44.7	1,216	39.2	1,927	62.2	170	5.5
6月	1,990	66.3	1,790	59.7	1,448	48.3	1,546	51.5	1,985	66.2	200	6.7
7月	2,015	65.0	1,751	56.5	1,524	49.2	1,582	51.0	2,068	66.7	264	8.5
8月	1,803	58.2	1,826	58.9	1,334	43.0	1,544	49.8	2,061	66.5	△ 23	△ 0.7
9月	1,910	63.7	1,713	57.1	1,387	46.2	1,569	52.3	2,072	69.1	197	6.6
10月	1,968	63.5	1,738	56.1	1,618	52.2	1,705	55.0	1,940	62.6	230	7.4
11月	1,708	56.9	1,671	55.7	1,511	50.4	1,561	52.0	1,954	65.1	37	1.2
12月	1,726	55.7	1,687	54.4	1,540	49.7	1,580	51.0	2,097	67.6	39	1.3
1月	1,583	51.1	1,489	48.0	1,414	45.6	1,262	40.7	1,831	59.1	94	3.0
2月	1,691	58.3	1,545	55.2	1,315	45.3	1,350	46.6	1,835	63.3	146	3.1
3月	1,817	58.6	1,658	53.5	1,507	48.6	1,433	46.2	1,480	47.7	159	5.1
合計	22,001	60.1	20,137	55.2	17,469	47.9	17,628	48.3	23,234	63.7	1,864	4.9

(単位：人)



- ・令和5年度の乗車人員は約2万2000人と、コロナ禍以前（令和元年度）の数値には届かなかったものの、令和2～4年度と比較するとほぼ全ての月で増加しています。
- ・新型コロナウイルスの規制緩和に伴う外出機会の増加により、乗車人員が回復傾向にあります。

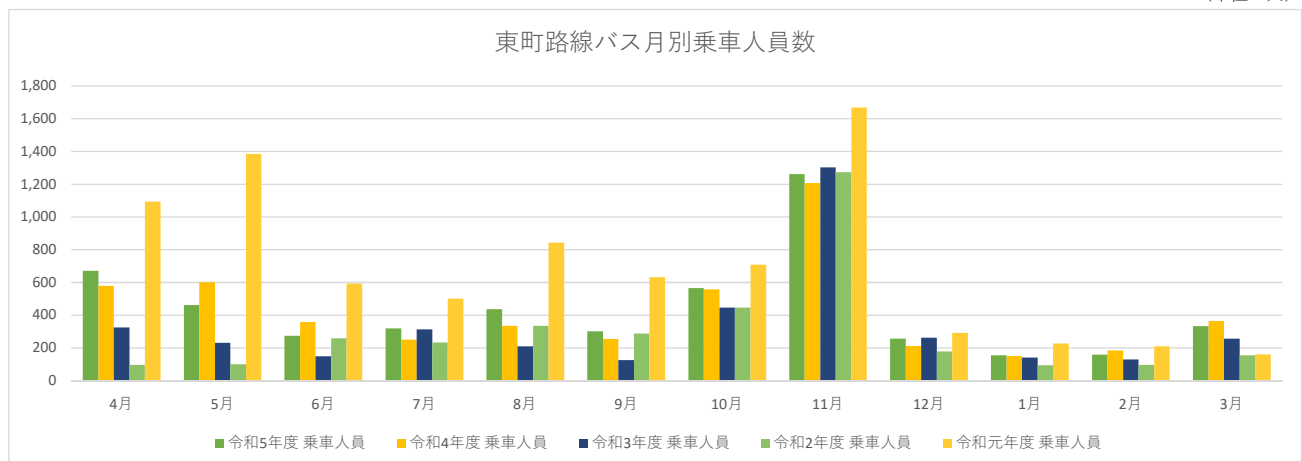
バス運行実績

【東町路線バス】※全路線合計

(単位：人)

東町路線バス	令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		増減(対前年度比)	
	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均
4月	671	22.4	579	19.3	325	10.8	97	3.2	1,094	36.5	92	3.1
5月	462	14.9	601	19.4	230	7.4	100	3.2	1,385	44.7	△ 139	△ 4.5
6月	273	9.1	358	11.9	149	5.0	258	8.6	592	19.7	△ 85	△ 2.8
7月	320	10.3	251	8.1	313	10.1	233	7.5	502	16.2	69	2.2
8月	436	14.1	334	10.8	209	6.7	335	10.8	842	27.2	102	3.3
9月	301	10.0	254	8.5	126	4.2	288	9.6	632	21.1	47	1.6
10月	565	18.2	557	18.0	446	14.4	446	14.4	708	22.8	8	0.3
11月	1,262	42.1	1,208	40.3	1,303	43.4	1,273	42.4	1,668	55.6	54	1.8
12月	256	8.3	211	6.8	262	8.5	178	5.7	291	9.4	45	1.5
1月	155	5.0	151	4.9	142	4.6	94	3.0	227	7.3	4	0.1
2月	160	5.5	184	6.6	130	4.6	97	3.5	208	7.2	△ 24	△ 1.1
3月	332	10.7	365	11.8	256	8.3	154	5.0	161	5.2	△ 33	△ 1.1
合計	5,193	14.2	5,053	13.8	3,891	10.7	3,553	9.7	8,310	22.8	140	0.3

(単位：人)



・令和5年度の東町路線バスの利用者数は、新型コロナウイルスの影響によって大幅な減少が見受けられた令和2年度、3年度と比較すると、回復傾向にあります。

・東路線は、主に市民の生活の足として利用されていますが、利用者数をコロナ禍以前（令和元年度）と同等の数値まで回復させるためには、最も利用者数が多い観光路線（美術館線）の利用を増やす必要があると言えます。

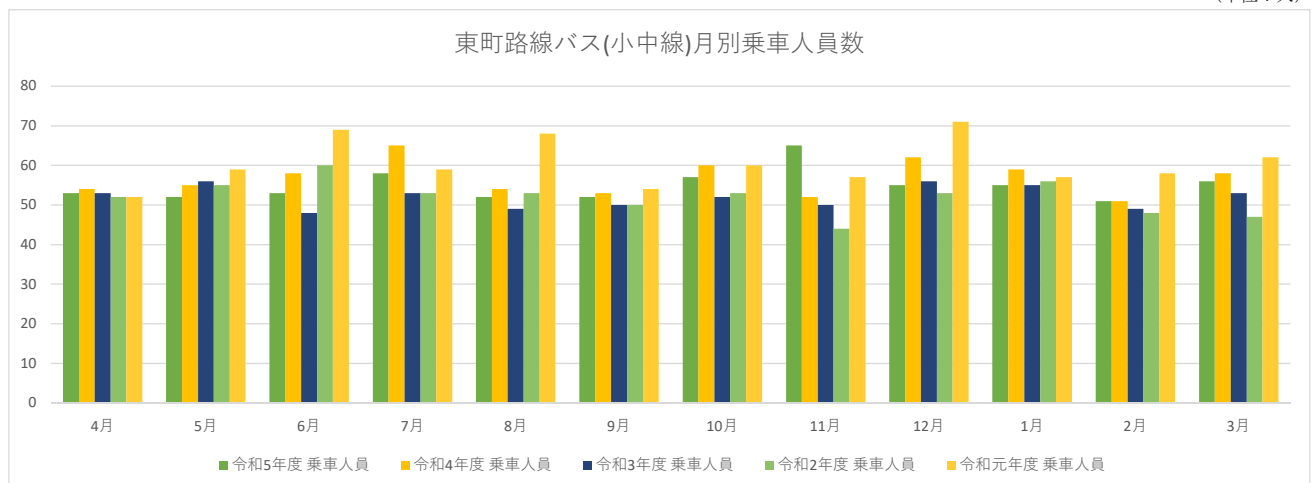
バス運行実績

【東町路線バス 小中線内訳】

(単位: 人)

小中線	令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		増減(対前年度比)	
	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均
4月	53	1.8	54	1.8	53	1.8	52	1.7	52	1.7	△ 1	△ 0.0
5月	52	1.7	55	1.8	56	1.8	55	1.8	59	1.9	△ 3	△ 0.1
6月	53	1.8	58	1.9	48	1.6	60	2.0	69	2.3	△ 5	△ 0.2
7月	58	1.9	65	2.1	53	1.7	53	1.7	59	1.9	△ 7	△ 0.2
8月	52	1.7	54	1.7	49	1.6	53	1.7	68	2.2	△ 2	△ 0.1
9月	52	1.7	53	1.8	50	1.7	50	1.7	54	1.8	△ 1	△ 0.0
10月	57	1.8	60	1.9	52	1.7	53	1.7	60	1.9	△ 3	△ 0.1
11月	65	2.2	52	1.7	50	1.7	44	1.5	57	1.9	13	0.4
12月	55	1.8	62	2.0	56	1.8	53	1.7	71	2.3	△ 7	△ 0.2
1月	55	1.8	59	1.9	55	1.8	56	1.8	57	1.8	△ 4	△ 0.1
2月	51	1.8	51	1.8	49	1.8	48	1.7	58	2.0	0	△ 0.1
3月	56	1.8	58	1.9	53	1.7	47	1.5	62	2.0	△ 2	△ 0.1
合計	659	1.8	681	1.9	624	1.7	624	1.7	726	2.0	57	0.2

(単位: 人)



- ・小中線は、主に市民の生活の足として利用される路線であるため、令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響による利用者数の大幅な減少はありませんでした。
- ・令和5年度の利用者数は、前年度と比較すると年間を通して緩やかに減少しています。

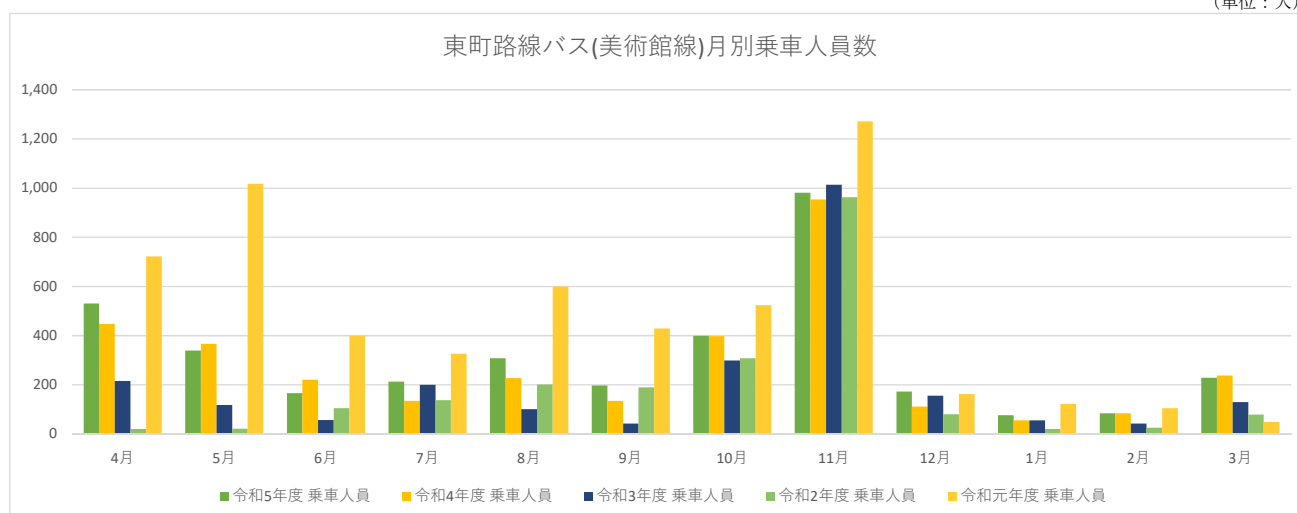
バス運行実績

【東町路線バス 美術館線内訳】

(単位：人)

美術館線	令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		増減(対前年度比)	
	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均
4月	531	17.7	448	14.9	216	7.2	21	0.7	722	24.1	232	7.7
5月	340	11.0	366	11.8	118	3.8	22	0.7	1,018	32.8	248	8.0
6月	166	5.5	220	7.3	57	1.9	105	3.5	400	13.3	163	5.4
7月	213	6.9	134	4.3	200	6.5	138	4.5	326	10.5	△ 66	△ 2.1
8月	309	10.0	227	7.3	101	3.3	201	6.5	600	19.4	126	4.1
9月	198	6.6	135	4.5	42	1.4	190	6.3	429	14.3	93	3.1
10月	400	12.9	398	12.8	298	9.6	308	9.9	524	16.9	100	3.2
11月	981	32.7	954	31.8	1,014	33.8	963	32.1	1,271	42.4	△ 60	△ 2.0
12月	172	5.5	112	3.6	156	5.0	80	2.6	162	5.2	△ 44	△ 1.4
1月	77	2.5	55	1.8	55	1.8	20	0.6	122	3.9	0	0.0
2月	84	2.9	84	3.0	42	1.5	26	0.9	105	3.6	42	1.5
3月	229	7.4	238	7.7	130	4.2	78	2.5	49	1.6	108	3.5
合計	3,700	10.1	3,371	9.2	2,429	6.7	2,152	5.9	5,728	15.7	942	2.6

(単位：人)



・美術館線は、富弘美術館などの観光地へ向かうために利用されることが多く、観光路線として位置付けられていますが、特に春や秋の行楽シーズンに利用が多い傾向となっています。

・令和2年度以降は、新型コロナウイルスの影響により利用者数の減少が続いていましたが、令和5年度では緩やかに増加しており、観光客数が徐々に回復していることが分かります。

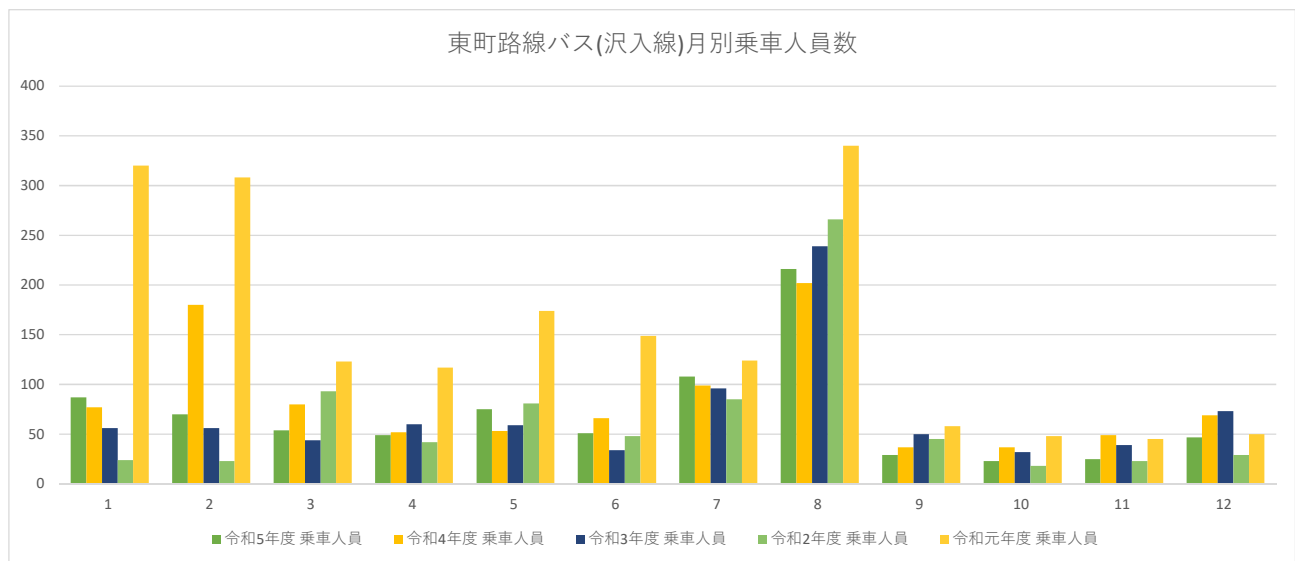
バス運行実績

【東町路線バス 沢入線内訳】

(単位：人)

沢入線	令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		増減(対前年度比)	
	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均
4月	87	2.9	77	2.6	56	1.9	24	0.8	320	10.7	10	0.3
5月	70	2.3	180	5.8	56	1.8	23	0.7	308	9.9	△ 110	△ 3.5
6月	54	1.8	80	2.7	44	1.5	93	3.1	123	4.1	△ 26	△ 0.9
7月	49	1.6	52	1.7	60	1.9	42	1.4	117	3.8	△ 3	△ 0.1
8月	75	2.4	53	1.7	59	1.9	81	2.6	174	5.6	22	0.7
9月	51	1.7	66	2.2	34	1.1	48	1.6	149	5.0	△ 15	△ 0.5
10月	108	3.5	99	3.2	96	3.1	85	2.7	124	4.0	9	0.3
11月	216	7.2	202	6.7	239	8.0	266	8.9	340	11.3	14	0.5
12月	29	0.9	37	1.2	50	1.6	45	1.5	58	1.9	△ 8	△ 0.3
1月	23	0.7	37	1.2	32	1.0	18	0.6	48	1.5	△ 14	△ 0.5
2月	25	0.9	49	1.8	39	1.4	23	0.8	45	1.6	△ 24	△ 0.9
3月	47	1.5	69	2.2	73	2.4	29	0.9	50	1.6	3,243	3.4
合計	834	2.3	1,001	2.7	838	2.3	777	2.1	1,856	5.1	△ 167	△ 0.5

(単位：人)



- ・ 沢入線は、観光路線である美術館線の延伸路線（オートキャンプ場など）となっています。
- ・ 令和2年度以降は年間利用者数の減少が続いており、令和4年度には微増しましたが、令和5年度では微減しました。

資料2-7

【みどり市バス収支及び補助額】

大間々・笠懸路線バス	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	増減(前年対比)
収入(売上)※	374,037	76,727	-			297,310
支出(経費)※	13,339,840	3,228,799				10,111,041
補助額	12,965,803	3,152,072				9,813,731

※R5.1.15～

※税抜き

(単位：円)

電話でバス	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	増減(前年対比)
収入(売上)※	4,918,627	4,855,027	4,331,663	4,413,010	5,933,035	63,600
支出(経費)※	59,915,608	53,236,437	42,942,090	42,554,398	43,128,354	6,679,171
補助額	54,996,981	48,381,410	39,043,593	38,582,689	37,788,623	6,615,571

※税抜き

(単位：円)

東町路線バス	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	増減(前年対比)
収入(売上)※	1,239,728	1,188,454	859,138	842,543	1,969,119	51,274
支出(経費)※	14,725,151	12,980,151	13,722,056	12,251,721	12,631,328	1,745,000
補助額	13,485,423	11,791,697	12,948,832	11,493,432	10,859,121	1,693,726

※税抜き

【補足】令和6年度乗車実績 暫定値

(単位：人)

	大間々・笠懸路線バス		電話でバス		東町路線バス		(小中線)		(美術館線)		(沢入線)	
	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均	乗車人員	一日平均
4月	641	21.4	1,852	61.7	630	21.0	55	1.8	485	16.2	90	3.0
5月	825	26.6	1,847	59.6	904	29.2	57	1.8	740	23.9	107	3.6
合計	1,466	24.0	3,699	60.6	1,534	25.1	112	1.8	1,225	20.1	197	3.2

「電話でバス」バス停の新設及び名称変更について

前回会議の報告日（令和 6 年 3 月）以降、「電話でバス」バス停の新設及び名称変更を行ったものについて、下記のとおり報告します。

	新設・変更日	内容	No.	バス停名	場所
1	令和 6 年 4 月 25 日	名称変更	No. 146	旧：ウエルシアみどり阿左美店	笠懸町阿左美
				新：ズーモアみどり阿左美店	
2	令和 6 年 4 月 25 日	名称変更	No. 203	旧：はたおと工房前	大間々町小平
				新：キュリアスレコーズ前	
3	令和 6 年 5 月 10 日	新設	No. 235	川内町 4 丁目集会所前	桐生市

※現在のバス停数は 235 です。

「大間々・笠懸路線バス」電気バスの導入について

「大間々・笠懸路線バス」において下記のとおり電気バス及びキャッシュレス決済を導入しましたので、下記のとおり報告します。

○電気バスについて

<車両概要>

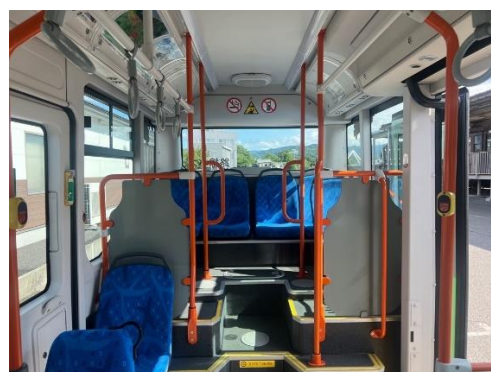
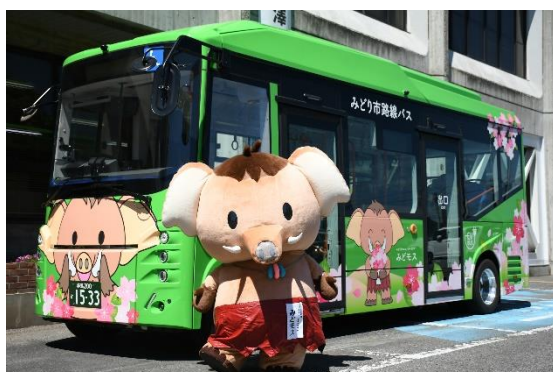
型式(メーカー)	J6(BYD ジャパン)※電気充電式
車両規格	車長 690 cm×車幅 208 cm×車高 308 cm
乗客定員	乗客最大 35 人(座席 13 人・立席 22 人)
航続可能距離	200 km(1 回の満充電での航続可能距離)

<運行開始日>

令和 6 年 6 月 3 日(月)

<その他>

充電の都合上、復路 6 便は「電話でバス」の車両(ハイエース)を使用



○キャッシュレス決済について

<利用開始日>

令和 6 年 6 月 3 日(月)

<決済種別>

- ・QR コード (PayPay など全 10 種)
- ・クレジットカード

※令和 6 年 7 月から iD や QUICPay などの電子マネーが
利用開始予定です。

